

町民税・道民税

特別徴収の手引き

〈目 次〉

● 特別徴収について	1
● 退職、休職、転勤があった場合	2
● 納入の方法	3
● 退職手当等からの徴収	5
● 個人番号について	7

お問い合わせ先

八雲町役場 住民税係

〒049-3192

北海道二海郡八雲町住初町138番地

電話：0137-62-2114

FAX：0137-62-2120

H P：http://www.town.yakumo.lg.jp/

町民税・道民税の特別徴収について

平素より当町税務行政につきましては、格別のご協力を頂き厚く御礼申し上げます。
さて、給与所得者に対する町民税・道民税は地方税法第 41 条及び第 321 条の 3、八雲町税条例第 45 条の規定によって、特別徴収の方法により納税することが定められています。

この度、貴事業所を町民税・道民税の特別徴収義務者として指定し、特別徴収事務をおこなって頂くこととなりました。

つきましては、この冊子をご一読のうえ、一層のご理解、ご協力をお願い致します。

●送付書類について

今回送付した書類につきましては、下記のとおりとなりますので、送付内容のご確認をお願い致します。下記書類が封入されていない場合は、大変お手数ですがご連絡頂きますようお願い致します。

- ① 給与所得等に係る町民税・道民税特別徴収税額の決定・変更通知書
(特別徴収義務者用)
- ② 給与所得等に係る町民税・道民税特別徴収税額の決定・変更通知書
(納税義務者用)
- ③ 納入書(納付書が不要である旨を申出した事業所様については送付しておりません)
- ④ 特別徴収の手引き
- ⑤ 特別徴収への切替依頼書
- ⑥ 給与所得者異動届出書
- ⑦ 所在地・名称変更届出書
- ⑧ 退職所得に係る特別徴収税額の個人別内訳書

※1 ①は、事業所様保管用の青色の通知書となっており、②は従業員様への個人用の緑色の通知書となっております。

緑色の通知書は切り離し、各従業員様にお渡し頂くようお願い致します。

※2 ④～⑧は、新規特別徴収開始事業所にのみ、送付しております。

退職、休職、転勤があった場合の事務

納税義務者が退職、その他異動したときは、下記の(1)(2)(3)いずれかの手続きをしてください。この処理が滞ると退職等された納税義務者の納期数が少なくなり、1期当たりの納付額が増えることとなりますので忘れずに手続きをしてください。

(1) 退職時に未徴収税額を一括して納付する場合

納税義務者の退職により最終の給与または退職金から未徴収税額を一括して徴収したときは、翌月10日までに納入するとともに異動届も同日までに提出してください。

なお、一括徴収する場合の取り扱いは退職事由が発生した時期により異なります。

① 退職等が6月1日から12月31日までの場合

納税義務者からの申し出により一括徴収してください。(この制度は納税義務者の納税の便宜を考え設けられています。制度の趣旨を十分にご理解の上、ご協力お願い致します。)

一括徴収しない場合は、後日、納税義務者へ納税通知書を送付します。

② 退職等が1月1日から4月30日までの場合

その年の5月31日までに支払われる給与または退職手当等が未徴収税額に相当する金額を超えるときは、納税義務者の申し出の有無によらず未徴収税額を一括徴収しなければなりません。(死亡による退職を除く)

(2) 特別徴収から普通徴収へ切り替えて納付する場合

退職、休職、長期欠勤、死亡等の事由により給与の支払いをしなくなった場合は、給与異動届書にその旨を記載し、翌月10日までに提出してください。

(3) 転勤先、退職後の新しい勤務先において特別徴収を継続する場合

納税義務者が転勤先または新しい勤務先において特別徴収継続を希望する場合は、必ず新しい勤務先の担当者様と連絡を取り、給与異動届出書へ下記事項を漏れなく記載し、事由の発生した翌月10日までに提出してください。

●上記(3)の場合の給与異動届出書の記載事項

- ① 新しい特別徴収義務者名
- ② 新しい特別徴収義務者の所在地
- ③ 新しい特別徴収義務者の電話番号

納入の方法

(1) 月割額の納付について

納税義務者から徴収した月割額の合計は、特別徴収税額納入書により徴収した月の翌月の10日（土曜日、日曜日、祝日の場合はその翌日）までに納入してください。

〈納入場所〉

北洋銀行本店・支店	新函館農業協同組合本店・支店
道南うみ街信用金庫本店・支店	八雲町漁協・落部漁協
渡島信用金庫八雲支店	北海道内のゆうちょ銀行
北海道労働金庫本店・各支店	北海道内の郵便局
八雲町役場会計課	八雲町熊石総合支所
八雲町落部支所	

〈納付書の場合〉

市町村コード：013463 加入者名：八雲町会計管理者
口座番号：02610-6-960002

●納付書の記入について

印字された納入金額に訂正がない場合は、給与分・退職所得分欄にはなにも記入しないで、そのまま納付してください。

訂正がある場合は、各該当欄にそれぞれ記入してください。

(2) 特別徴収税額の納期の特例について

給与の支払いを受ける方が常時10人未満の事業所は、町長の承認を受けることで、特別徴収税額の納期の特例を受けることができます。この制度は、特別徴収した税を年間2回に分けて納入するものです。具体的には、6月分から11月分までの特別徴収税額を12月10日納期限までに、12月分から5月分までの特別徴収税額を6月10日納期限までに納入することとなります。詳細はお問い合わせください。

(4) 納期限

令和5年度の各月の納期限は以下のとおりです。

徴収月	納期限
令和5年6月	令和5年7月10日
令和5年7月	令和5年8月10日
令和5年8月	令和5年9月11日
令和5年9月	令和5年10月10日
令和5年10月	令和5年11月10日
令和5年11月	令和5年12月11日
令和5年12月	令和6年1月10日
令和6年1月	令和6年2月13日
令和6年2月	令和6年3月11日
令和6年3月	令和6年4月10日
令和6年4月	令和6年5月10日
令和6年5月	令和6年6月10日

退職手当等からの徴収

退職者に退職手当等を支払う場合は、所得税の源泉徴収と同様に町民税、道民税の所得割額を計算し、退職手当等の支払額から差し引いて町民税と道民税をあわせて納入することとされています。

○算出方法

① 退職所得の控除額を算出します。

ア. 勤続年数が20年以下の場合

40万円×勤続年数（80万円に満たない場合は80万円）

イ. 勤続年数が20年を超える場合

800万円+70万円×（勤続年数-20年）

※退職手当等の支払いを受ける方が在職中に障害者に該当することとなったことにより退職した場合には、上記ア、またはイの金額に100万円を加算します。

② 退職金の収入金額から退職所得を算出します。

退職所得の金額 = (収入金額 - ①退職所得控除金額) × 1/2 (千円未満切捨て)

※法人役員で勤続年数が5年以下の場合は下記のとおり算出します。

退職所得の金額 = (収入金額 - ①退職所得控除金額)

※勤続年数が5年以内の法人役員等以外については、退職所得控除を控除した残額の300万円を超える部分について、2分の1を乗じる措置を適用しないで計算します。

③ 退職所得金額に税率（町民税6%道民税4%）を乗じて税額を算出します。

（百円未満の端数は切捨てます）

退職所得金額	×	税率		=	特別徴収税額	
		町民税	6%		町民税 (A)	
		道民税	4%		道民税 (B)	

(3) 納入先

退職者が退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在における住所が所在する市町村に納めて頂くこととなります。

また、退職手当等が退職した日の属する年の翌年以降に支払われた場合は、実際に支払われた年の1月1日現在における退職者の住所が所在する市町村ではなく、退職者の退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日における住所が所在する市町村へ納入することとなります。

(4) 納入方法

特別徴収をした税額は特別徴収税額納入書裏面の町民税・道民税納入申告書に必要な事項を必ず記載し、退職手当等から特別徴収税額を差し引いた日の属する月の翌月10日までに納入してください。

(5) 退職所得に係る特別徴収税額の個人内訳書

当町では、退職所得分離課税に係る事務を円滑に処理するため、退職所得に係る特別徴収税額の個人内訳書の提出をお願いしております。ご理解ご協力をよろしくお願い致します。

個人番号の取り扱いについて

平成30年度より、書面での町・道民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）には、当面の間、従業員の個人番号と、事業所の法人番号（個人事業主である場合は個人番号）が記載されないこととなりましたが、給与支払報告書の作成等、個人番号に関する事務を引き続きおこなって頂く必要がありますので、個人番号の取り扱いについて、下記のとおりご留意願います。

1 個人番号の利用目的について

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の規定に基づき、個人情報取扱事業者は、特定個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、かつそれを本人に通知又は公表しなければならず、また、当該事業者が特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を取り扱うことはできないこととされています。

したがって、その利用目的を給与支払報告書作成事務や源泉徴収票作成事務等、番号法に基づく関係事務の範囲で特定し、かつそれを本人に通知又は公表していることが必要であるとともに、その利用目的の達成に必要な範囲に限って利用する必要があります。

また、個人情報保護法第20条及び第21条並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第12条により、特別徴収義務者は個人番号の取扱いについて、漏えい防止などの必要な安全管理措置を講ずる必要がありますので御留意ください。

2 特別徴収義務者の個人番号の収集について

個人番号の収集ができていない従業員等については、引き続き個人番号の収集に努めて頂きますようお願い致します。

※番号法第6条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第6条）

個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。